

### 船橋市保育所利用辞退届

船橋市長 あて

届出者（保護者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

保育所の利用を止めたいので、次のとおり届け出ます。

保育所の名称	
児童の氏名	
児童の生年月日	年 月 日 年 月 日
退所年月日	年 月 日
理 由	1. 船橋市外への転出のため 2. 家庭保育が可能となったため 3. その他 ( )
船橋市外に転出後の 保育所利用について	船橋市外に転出後も現在利用中の保育所等の継続利用を、 ( 希望する ・ 希望しない ) 「希望する」場合は、必ず転出先の市区町村で継続利用の手続きを行ってください。なお、転出先の市区町村によっては、継続利用できない場合があります。

※ 月途中で退園された場合でも、登園の有無にかかわらず、1日でも在籍されると、その月の月額利用者負担（保育料）がかかります。

※ 退園届を提出後に取り消すことはできませんのでご注意ください。

※ きょうだい同時に辞退する際は、氏名や生年月日を併記してください。

船橋市記入欄	こどもコード								入力		受付	
--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	----	--	----	--